

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令案への意見」

- ・氏名：一般社団法人日本養護教諭教育学会
理事長 後藤 ひとみ（女）（大学教員）
- ・住所：愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1 愛知教育大学
- ・電話番号：0566-26-2491
- ・②ICT 活用指導力を総論的に修得できる科目の新設等への意見

現行の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にかかわる改正は、教員養成部会がまとめている「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組」として期待できます。しかしながら、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設して 1 単位以上修得することが小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状授与にのみ適用され、養護教諭に適用されないという省令案に反対します。養護教諭が教師の一員として様々な問題解決に果たしてきた功績は大きく、情報リテラシーが高度化する新しい時代の学校教育においても児童生徒等の心身の健康の教育と管理にかかわる養護教諭に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の履修を位置づけることを要望します。理由は以下の通りです。

【理由】

1. 教育職員免許法の趣旨をふまえると、教職科目は免許状種の違いによる差を生じさせない標準化された科目群であるべきである。よって、学校教育法に規定されている養護教諭の免許取得においては、当然のことながら、「教職に関する科目」は教諭と同じ内容が担保されなければならない。

なお、平成 29 年に提示された教職課程コアカリキュラムは学習指導要領の改訂に伴う教科の指導力育成を目指したものであり、標準化された科目群の担保という点では、幼・小・中・高の教諭免許のために先んじて適用されたものであること、養護教諭や特別支援学校教諭・栄養教諭については後発として検討する予定であることが担当課より説明されており、その進捗を期待するなかで更なる教職に関する科目の差別化は教師集団の資質能力や役割の分断につながることを危惧する。

2. Society5.0 時代、GIGA スクール構想、ニューノーマルなどにより、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、中央教育審議会答申や高等学校施設整備指針等では国策とも言えるようなカリキュラムや学校施設に関する方策が提示されている。よって、今回の省令案は養護教諭や保健室にかかわる記述との整合性を担保すべきである。

当該の記述として、中教審答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和 3 年 1 月 26 日）では次の箇所が挙げられる。

P.26「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別に最適な学びや支援（例えば、…学校健康診断結果を含む心身の健康状況等に関する様々な情報を把握・分析し、抱える問題を早期発見・解決すること）」

P.76「今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い…、教師と児童生徒や保護者が ICT を活用しつながることで心身の健康状態や学習状況の把握が可能になるなどの成果が見られた」

P.82「Society5.0の時代を迎えて、学齢期の健康診断及びその結果情報については、個人情報保護や情報セキュリティに配慮しつつ、迅速に電子化すべきである。このことは、心身の状況の変化への学校における早期の気づきやエビデンスに基づく個別最適な指導・支援の充実、学校段階間の指導・支援の継続に有効である」

また、高等学校施設整備指針（令和3年5月）では、次のように述べている。

P.56「第4章 各室計画、第7-7 保健室 (6)生徒の出欠状況や健康観察、健康診断票、保健室来室管理等の保健系機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。」

以上のように、今後も情報通信技術を活用した健康管理が求められており、養護教諭のもつ健康情報（学校保健データ）が学校内だけでなく、生涯にわたる個々のデータとして活用されていくことになる。また、平成10年の教育職員免許法の一部改正による制度的措置によって、養護教諭は兼職発令を受けて保健の授業を教授していることから、養護教諭が「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を学ぶ必要がある。

3. 教員養成部会において検討されている「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）」

【小・中・高】の一般目標の中心は、「情報通信技術を活用した学習指導や校務の推進、児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法」であるが、到達目標は教科指導を主たる業務としていない養護教諭の力量としても必要な内容である。これまでの実践は養護教諭個々の研鑽によるところが大きかったことから、今後は全養護教諭の保健教育及び保健管理にかかわる実践力向上を目指して、養護教諭免許の授与に際して「情報通信技術を活用した教育の理論と方法」の履修が必要である。

今般のコロナ禍で行われた取組例として、「毎日の健康観察でwebアンケートフォームを利用。生徒は検温結果・体の状態をタブレットで回答」「保健便りをTeams内のフォルダーにアップし、生徒は随時タブレットから閲覧」「教職員の健康状態をwebストレスチェックで確認」「様々な健康調査をGoogleフォームで実施」「保健の授業や児童生徒保健委員会活動でタブレットを使用」「オンラインによる健康相談の実施」などが挙げられるように、養護教諭の日常において「情報通信技術を活用した教育の理論と方法」を先取りした実践が行われている。

なお、本省令案を検討する過程で、養護教諭という職名を冠した唯一の全国的学術団体である本学会をはじめ、現職養護教諭の全国組織にも養護教諭養成の全国組織にも事前のヒアリングが行われなかったことは非常に残念である。是非、過去に行ってきたような協議の場を早急に設けていただきたい。

以上